

年度末から年度始めの負担金の手続きについて

月	新規賦課区域の申請 (翌年度4月1日供用開始区域)	区域外流入申請 (区域外流入申告書)
2月	接続可能な場所については右に同じ	2月末までに入金できるものは処理をして納付書発送(2月上旬) それ以降は、通常の添付書類に <u>下水道受益者負担金納付誓約書</u> を追加(4月以降に処理・納付書発送)
3月	2月下旬～3月上旬に、下水道建設課から下水道事業受益者申告書を受益者に送付します。 ・排水申請書提出の場合 <u>下水道事業受益者申告書提出</u> が前提 ・排水申請書と同時に <u>下水道受益者負担金納付誓約書</u> も提出 (下水道受益者負担金納付誓約書は、受益者として申告した方の氏名で提出してください。) ※下水道受益者負担金納付誓約書は、料金課・下水道建設課にあります。	同上
4月	同上	申請済書類を処理し、納付書発送 4月以降の申請は、通常通り処理して入金確認後に許可
5月	同上	
6月	6月中旬 、下水道建設課から納付書を発送する予定です。 <u>6月になれば入金確認ができるまで許可を出しません。</u> 6月上旬 に納付書を作成するので、早めの接続希望者には納付書を発送または手渡しし、入金確認後に許可を出します。	

※ 申請を急ぐ場合は、下水道建設課負担金・普及担当へご相談ください。

下水道建設課 負担金・普及担当
電話 34-6624 (直通)